

中間貯蔵施設内遺構等保存活用検討支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

大熊町は、町内に所在する中間貯蔵施設内の文化財等を今後どのように取り扱うかを大きな課題として捉えており、令和 6 年度より実施している大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会においても今後特に検討していくべき事案として挙げられている。本件の課題は町内外の関心も強く、震災後 14 年を経過したことで建物の劣化が大きく進む状況で急務の業務である。

ここでは保存活用における経費試算等に必要な技術的調査を行った上で、保存活用案を作成し、町民、行政及び学識経験者等で構成する会議体において、その是非を協議し、大熊町を取り巻く内外の合意形成を図り、今後の方針を調整する。

2 業務内容

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名 | 中間貯蔵施設内遺構等保存活用検討支援業務 |
| (2) 仕様 | 別紙「中間貯蔵施設内遺構等保存活用検討支援業務仕様書」の通り（以下、「仕様書」という） |
| (3) 業務期間 | 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで |
| (4) 委託費の上限 | 金 18,194,000 円（消費税及び地方消費税込み） |

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザルの参加資格

中間貯蔵施設内遺構等保存活用検討支援業務公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）に参加できる者は、次に掲げるすべての項目を満たす単体企業または設計共同体のいずれかの者とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

①単体企業

- (ア) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (イ) 公告の日から企画提案書提出期限の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要項（昭和 61 年 10 月 21 日訓令第 1 号）による入札参加制限中の者でないこと。
- (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (エ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下暴力団という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

- A) 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時契約をする事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下暴力団員という。）
- B) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- C) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
- D) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- E) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 町税を滞納している者でないこと。

(キ) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(ク) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

② 共同事業体

(ア) 上記（１）①に掲げる条件を満たしている者により構成されること。

(イ) 構成員は、代表者となる事業者を決め、代表者は全体の意思決定、管理運営にすべての責任を持つこと。

(ウ) 代表者は業務責任者が所属する事業者であること。

(2) 実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

4 スケジュール及び様式一覧

(1) スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和 7 年 4 月 18 日（金）
質問受付期限	令和 7 年 4 月 25 日（金）12:00 まで
質問回答	令和 7 年 4 月 30 日（水）
参加申請書提出期限	令和 7 年 5 月 9 日（金）16:00 まで
資格審査の結果通知	令和 7 年 5 月 13 日（火）
企画提案書提出期限	令和 7 年 6 月 3 日（火）16:00 まで
審査委員会（プレゼンテーション）	令和 7 年 6 月 10 日（火） ※参加者多数の場合は日程を調整する可能性があり、確定日時を別途通知する。
審査結果の通知	令和 7 年 6 月 11 日（水）以降

(2) 様式一覧

様式番号	項目
様式第 1 号	質問書
様式第 2 号	プロポーザル参加申請書
様式第 3 号	会社概要
様式第 4 号	守秘義務誓約書
様式第 5 号	業務実施体制書
様式第 6 号	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書
様式第 7 号	参考資料配布希望書

5 質問等の受付

質問は以下により受け付ける。

(1) 受付期限 令和 7 年 4 月 25 日（金）12:00 まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式第 1 号）により、大熊町教育委員会生涯学習課宛てに電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】中間貯蔵施設内遺構等保存活用検討支援業務」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

メール：shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp（生涯学習課宛）

(3) 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和 7 年 4 月 30 日（水）に大熊町役場のホームページに公表する。なお、個別での回答は行わない。

6 プロポーザル参加申請書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加申請に関する書類を提出し、本プロポーザルの参加に必要な資格確認を受けること。資格確認の結果について、後日町から通知を行う。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和7年5月9日（金）16:00 まで（必着）
- (2) 提出先 大熊町教育委員会生涯学習課
- (3) 提出書類
 - ① プロポーザル参加申請書（様式第2号）
 - ② 会社概要（様式第3号）
 - ③ 参考資料配布希望書（様式第7号）※参考資料の配布希望者
 - ④ 守秘義務誓約書（様式第4号）※③を提出する場合
- (4) 提出部数

印刷1部及びPDFデータ

(4) 提出方法

予め提出日時を連絡のうえ、PDFデータは電子メール、印刷1部は郵送または持参により提出する。なお、PDFデータは提出期限必着とし、印刷物は提出期限の消印有効とする。

(5) 結果通知

参加資格の結果について、令和7年5月13日（火）に、申請書の提出を受けた電子メール宛てに町から通知する。

7 企画提案書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限 令和7年6月3日(火) 16:00 まで(必着)

(2) 提出先 大熊町教育委員会生涯学習課

(3) 提出書類

① 企画提案書及び工程表

(様式任意。但し、日本工業規格 A4 判、6 枚までとする。一部 A3 判資料折込仕様可とし、A3 用紙は 1 枚につき A4 版 2 枚として換算する)

② 事業経費積算書(様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする)

③ 会社概要(様式第 3 号)と、直近 2 年分の決算書又は事業報告書(収支状況が分かるもの)

④ 守秘義務誓約書(様式第 4 号) ※参加申請時に提出の場合は不要

⑤ 業務実施体制書(様式第 5 号)

⑥ 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの)

⑦ 法人登記簿の写し(申請受付日の 3 ヶ月以内のもの)

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

⑧ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第 6 号)

(4) 提出部数

・①～⑧につき、印刷 10 部及び PDF データ

(5) 提出方法

PDF データは電子メール、印刷物は郵送または持参とする。

なお、PDF データは提出期限必着とし、印刷物は提出期限の消印有効とする。

8 企画提案書の内容

企画提案書は、以下の内容について作成すること。

(1) 業務計画書

仕様書に基づく業務のうち、以下の内容について計画書を作成すること。

①実施方針

②実施体制

③実施フロー及び工程表

(2) テーマ課題

本件での合意形成を行う上で、大熊町を取り巻く環境や類似事例等から協議会等の人員構成及びその協議進行計画を提案すること。

※参考資料

企画提案書の作成にあたり、参考資料を希望者に送付する。希望者は、参考資料配布希望書（様式第 7 号）を参加申請書に含めて提出すること。

なお、参考資料の配布は参加資格を満たしたもののみに、資格審査の結果通知とともに原則デジタルデータで配布する。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 積算書が委託費の上限額を超過する場合
- ④ 提出書類に不備があった場合。
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑥ 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- ⑦ 本要領に違反すると認められる場合。
- ⑧ その他、町が予め指示した事項に違反した場合。

(2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) 提案者の匿名性（個別名の掲載の禁止）

プレゼンテーション資料は企画提案資料のみとし、団体等の提案者を特定する情報は掲載しないこと

(5) その他

- ① 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。

10 審査に関する事項

(1) 審査方法

町は本業務に関する審査委員会において提案内容を総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を特定する。

(2) 審査の匿名性

審査では、審査の公平性を担保するため、団体等の提案者を特定する情報が記載されていない提出物をもとに審査する。

(3) 一次審査

有資格参加表明者からの企画提案書提出届が 6 者以上からあった場合は、評価基準（別表）に基づいて企画提案書を評価し、二次審査対象者を 5 者程度選定する。

(4) 審査会（プレゼンテーション）

企画提案書及び企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。

本審査で特定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。

① 開催日時及び会場

令和 7 年 6 月 10 日（火） 大熊町役場 2 階 大会議室

※企画提案者が審査会場に入室できる人数は 4 名までとする。

② 審査所要時間

プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 15 分程度を目安とする。

③ 評価基準

下記の項目に基づいて評価・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を選定する。

なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額も同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

④ 通知等

町は審査結果を速やかに参加者に通知する。なお、審査結果や選定内容による異議申し立ては受け付けない。

⑤ その他

- ・提案者が 1 社のみの場合においても、本審査を実施する。

- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、企画提案書に記載のない新たな提案等を行わないこと。

- ・プレゼンテーション当日の機器等の準備については、開催日時と合わせて別途通知する。

【評価基準】

区分	評価項目	評価の視点	配点	採点
1. 業務実績	(1) 業務実績	関連業務の業務実績及び本業務に必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。	10	
2. 業務執行体制	(1) 業務体制	①適切な人員配置及び役割分担が妥当か（従事者が適切な実績等を有しているか） ②発注者との連絡・調整が速やかに行える体制か	20	
3. 事業計画	(1) 業務理解	本業務の趣旨や各地方自治体を取り巻く社会的情勢を適切に捉え、大熊町に効果的な施策として検討できているか。	20	
	(2) 地域理解	大熊町を取り巻く環境を適切に捉え、取り組むべき課題や方針を理解しているか。	20	
	(3) 業務実現	業務の工程や内容が具体的かつ適切であるか。	20	
4. 業務価格	(1) 業務価格	①積算額は妥当か。	10	

【4. 業務価格の評価】

以下の算式により換算し、得点を付与する。なお、得点化の際は、小数点以下を切り捨てるものとする。

価格点＝10 点×（全提案者中の最低積算額／当該提案者の積算額）

【評価方法】

評価項目毎に評価点を付す。

【評価点の算出式】

評価する審査委員の評価点の総合点数

11 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

特定した契約候補者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は提案時の積算額を超えないものとする。

(3) その他

契約候補者と町との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合点数が次点であった提案者と協議する。

12 問い合わせ先及び各種書類の提出先

大熊町教育委員会 生涯学習課

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話番号 0240-23-7194

メールアドレス shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp (生涯学習課宛)